

○長崎大学学術指導実施細則

平成31年4月26日

細則第11号

(趣旨)

第1条 この細則は、長崎大学学術指導取扱規程（平成31年規程第27号。以下「規程」という。）第17条の規定に基づき、学術指導の申請手続等に関し必要な事項を定めるものとする。

(学術指導の申請)

第2条 規程第5条に規定する申請は、学術指導申請書（別記様式第1号）により行うものとする。

(受入決定の通知)

第3条 規程第7条第1項に規定する通知は、学術指導実施決定通知書（別記様式第2号）により行うものとする。

2 学長への受入決定の通知は、前項の学術指導実施決定通知書に委託希望者（規程第5条の委託希望者をいう。以下同じ。）から提出された学術指導申請書及び委託希望者への学術指導実施決定通知書の写しを添付して行うものとする。

(契約書不要の合意)

第4条 規程第7条第2項に規定する委託希望者との合意は、合意書（別記様式第3号）により行うものとする。

2 委託希望者と契約書の必要がないと合意したときは、学長に受入決定の通知を行うに際し、前項の合意書を添付しなければならない。

(学術指導契約書)

第5条 規程第8条第1項に規定する学術指導に関する契約書は、別に定める学術指導契約書又は委託者が提示する契約書等に基づいて締結するものとする。

(学術指導経費)

第6条 規程第9条第1項第1号に規定する直接経費の額は、1時間につき1万円により算定される額と当該額に対する消費税相当額との合計額を最低の額とし、委託者（規程第2条第1号の委託者をいう。以下同じ。）と当該学術指導者の所属する部局の長が協議の上、定める額とする。ただし、これにより難しい場合は、その都度学長の下承を得て定める額とする。

2 規程第9条第1項第2号に規定する間接経費の額は、直接経費の10%に相当する額と

する。

3 規程第10条第2項に規定する別に定める場合とは、次の各号のいずれにも該当する場合とする。

- (1) 学術指導経費の納付を待たずに学術指導を開始しなければならない事情がある場合
- (2) 委託者が学術指導契約書において学術指導経費を確かに納付することを約した場合
- (3) 委託者の財務状況が健全であることを確認できた場合

附 則

この細則は、令和元年5月1日から施行する。

別記様式第1号(第2条関係)

学 術 指 導 申 請 書 (新規・継続)

年 月 日

長崎大学 部局名  
(部局長)

殿

申請者

住 所

氏 名 (名称・代表者)

印

長崎大学学術指導取扱規程第5条に基づき、下記のとおり学術指導を申し込みます。

記

1. 指導題目				
2. 指導目的及び内容	目 的			
	内 容			
3. 学術指導者				
4. 指導場所				
5. 指導期間及び総指導時間数	年 月 日 ~ 年 月 日			
	時間			
6. 学術指導経費 (金額は全て消費税込)	直接経費	円		
	間接経費	円		
	総 額	円		
7. 学術指導者による兼業の有無	有 (内容: ) ・ 無			
8. 連絡先	担当者氏名			
	所 属・職			
	住 所			
	電 話		F A X	
	E - m a i l			
9. その他	継続の場合の指導開始年度			

注1 学術指導経費には学術指導者に委託者が直接支払う旅費・交通費は含まれません。

注2 本申込みに関わる個人情報については、委託者の同意がある場合又は法律上提供しなければならぬ場合を除き、目的の範囲を超える利用や第三者への開示・提供をいたしません。

別記様式第2号(第3条関係)

学 術 指 導 実 施 決 定 通 知 書

年 月 日

長崎大学長  
委託希望者 殿

長崎大学 部局名  
(部局長名)

印

長崎大学学術指導取扱規程の定めるところにより、下記の学術指導の実施を決定したので通知いたします。

記

1. 委託者の住所 及び氏名(名称・代表者)	住 所	
	氏 名	
2. 指導題目		
3. 指導目的及び 内容	目 的	
	内 容	
4. 学術指導者		
5. 指導場所		
6. 指導期間及び 総指導時間数	年 月 日 ~ 年 月 日	
	時間	
7. 学術指導経費 (金額は全て消費 税込)	直接経費	円
	間接経費	円
	総 額	円

別記様式第3号(第4条関係)

合 意 書

委託希望者の名称 (代表者名) 印

長崎大学 部局名 (部局長名) 印

下記の指導題目に係る学術指導について、長崎大学学術指導取扱規程に基づき実施すること及び契約書による契約の締結が必要ないことに合意します。

ただし、学術指導の過程において、双方のいずれかから契約書による契約の締結を行いたいとの申し出があった場合には、直ちに契約書による契約を締結します。

また、学術指導に基づいた委託希望者による商品の販売、役務の提供その他の行為によって委託希望者に損害が発生した場合でも、長崎大学は委託希望者に対し、一切の責任を負わないこと及びこれらの行為について一切の明示又は黙示の保証をしないことに合意します。

記

指導題目:

学術指導者:

別記様式第1号 (第2条関係)

別記様式第2号 (第3条関係)

別記様式第3号 (第4条関係)